

墨田区における公共職業安定所アクション・プラン提案内容

1 提案内容

「ハローワーク就職支援コーナー（仮称）」の設置による一体的就労支援業務の実施

2 提案概要

墨田区、東京労働局墨田公共職業安定所（以下、「ハローワーク墨田」という）が協定を締結したうえで、墨田区役所1階に「ハローワーク就職支援コーナー（仮称）」を設置し、墨田区が現在実施している生活保護をはじめとする福祉サービス等と、ハローワークの実施する求人情報を活用した職業相談及び職業紹介とを一体的に運営し、より一層の効果的かつ効率的な就労支援を実施する。

3 提案理由

現在墨田区では、ハローワーク墨田との連携（ハローワークからの定期的な出張相談）により「すみだ就職相談室事業」を実施し、区民の就労支援を行っているが、依然として厳しい雇用情勢の中で、生活保護受給者等福祉サービスを受給している者や、就職をしたくてもできない既卒者やひきこもり等の若年者に対する就労支援の強化が重要となっている。

生活保護世帯については、墨田区においても増加の一途をたどっており、平成23年2月時点で区の保護率は30.6%と高い水準にある。現在も、福祉保健部保護課において就労支援相談員を配置して生活保護世帯の就労支援を行っているが、ますます増加する生活保護受給者及び住宅手当受給者等に対する経済的自立に向けた就労支援を効果的かつ効率的に実施していく必要がある。

このため、生活保護受給者等の早期再就職支援を図ることを目的に、ハローワーク墨田との連携をさらに強化することによって、自立の助長につなげていくこととする。

また、若年者就労支援については、就職前や就職後のサポートなどの相談業務やセミナーを実施しているが、本事業とハローワーク就職支援ナビゲーターが連携することにより、よりきめ細かな若年者向け就労支援も可能となる。

上記の理由から、区庁舎1階に「ハローワーク就職支援コーナー（仮称）」を設置しハローワーク職員を配置するとともに求人情報端末を設置することにより、墨田区とハローワーク墨田が一体となった運営体制を構築し、効果的かつ効率的な区民の就労促進を図ることとする。

4 具体的実施内容

（1）実施方法

墨田区とハローワーク墨田による運営協議会を設置するとともに、業務内容、実施体制、連携方法等一体的な業務運営事項を定めた協定を締結し、当該協定に基づき実施する。

（2）実施場所

墨田区役所1階

(3) 対象者

- ア 生活保護及び住宅手当受給者等福祉サービス受給者
- イ 若年求職者
- ウ その他就労支援を必要とする区民

(4) 主な業務内容

- ア 支援対象者の「ハローワーク就職支援コーナー（仮称）」への誘導（墨田区）
- イ 生活困窮者就労支援業務
生活保護及び住宅手当受給者等福祉サービス受給者に対する自立に向けた就労支援（ハローワーク）
- ウ 職業相談・職業紹介業務
就職支援ナビゲーターによるきめ細かな職業相談業務等の実施及び職業紹介（ハローワーク）
- エ 若年者就労支援業務
区の若年者就労支援事業「就職サポート」（民間委託事業）との連携によるトライアル雇用等の相談及び紹介等若年者就労支援（墨田区・ハローワーク）

(5) 実施にかかる必要経費

- ア 人員
就職支援ナビゲーター 3名（予定）
- イ システム
(ア) ハローワーク求人情報端末 4台（専用プリンター付属）
(イ) ハローワーク職業紹介端末 2台（専用プリンター付属）
※ なお、端末設置及び通信回線工事等初期設置にかかる経費、また、運用後の保守点検等必要なメンテナンスについては、ハローワークの負担により実施すること。
- ウ 備品等
(ア) コピー機及びファクシミリの設置（複合機可）
(イ) パンフレットスタンドの設置
(ウ) 求人情報端末設置用テーブル及び椅子の設置
(エ) 個別相談用テーブル及び椅子の設置
(オ) プライバシー保護用パーティションもしくは仕切りの設置
(カ) その他業務に必要な備品及び消耗品等

(6) 実施時期

平成23年度中に実施する